

庁内各局部課長 殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第12号
平成13年4月5日
警察庁次長

国家公安委員会・警察庁における政策評価実施要領の運用について(依命
通達)

警察に関する国の政策の評価(以下「政策評価」という。)については、「国家公安委員会・警察庁における政策評価実施要領」が別添のとおり策定され、これに基づき実施することとされたところであるが、その運用に当たって必要な細目事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

第1 政策評価委員会の設置

- 1 警察庁に、政策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、警察庁における政策評価に関する在り方及びその運営について審議することを任務とする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名で組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 長官官房長

副委員長 総括審議官

委員 首席監察官

長官官房総務課長

長官官房人事課長

長官官房会計課長

政策評価担当課の長

警察政策研究センター所長

長官官房総務課企画官

長官官房総務課政策評価・情報公開企画官

その他委員長が指名する者

- 4 (1) 委員会は、運営方針及び実施結果報告書を策定する場合その他必要のある場合に開催するものとする。
- (2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
- (3) 委員長に事故のあるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
 - (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
- 5 委員会の庶務は、長官官房総務課（以下「総務課」という。）において処理する。

第2 実績評価の実施手続

1 実績評価計画書の策定

- (1) 政策評価担当課の長は、翌年に実施する実績評価について、当該局部ごとに基本目標及び業績目標を策定するとともに、業績目標についての政策所管課（複数の政策所管課がある場合は、主たる政策所管課をいう。以下同じ。）を指定するものとする。
- (2) (1)にかかわらず、2以上の局部に共通する政策について実績評価を行う必要があるときは、当該政策に関する調整に関する事務を所掌する課の長が基本目標及び業績目標を策定するものとし、当該課を政策所管課とする。
- (3) 業績目標の政策所管課の長は、翌年に実施する実績評価に係る実績評価計画書（別記様式第1号）の案を策定して、政策評価担当課の長に提出する。ただし、(2)の政策所管課の長は、実績評価計画書の案を長官官房総務課長（以下「総務課長」という。）に提出するものとする。
- (4) 政策評価担当課の長は、政策所管課の長から提出された実績評価計画書の案を審査し、これを取りまとめて総務課長に提出するものとする。
- (5) 総務課長は、政策評価担当課又は政策所管課の長から提出された実績評価計画書の案を審査し、これを取りまとめ、委員会における審議を経て、警察庁長官（以下「長官」という。）に進達するものとする。
- (6) 評価期間途中の業績目標及びその業績指標については、原則として、前年の実績評価計画書と同様のものを記載する。ただし、社会経済情勢の変化、評価方式の適否等を考慮して業績目標又は業績指標を追加若しくは削除又は変更をすることができる。

2 実績評価結果報告書の策定

- (1) 業績目標の政策所管課の長は、前年実施した実績評価に係る実績評価結果報告書（別記様式第2号）の案を策定し、政策評価担当課の長に提出するものとする。ただし、1(2)の政策所管課の長は、実績評価結果報告書の案を総務課長に提出するものとする。
- (2) 政策評価担当課の長は、政策所管課の長から提出された実績評価結果報

告書の案を審査し、これを取りまとめ、総務課長に提出するものとする。

- (3) 総務課長は、政策評価担当課又は政策所管課の長から提出された実績評価結果報告書の案を審査し、これを取りまとめ、委員会における審議を経て、長官に進達するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 事業評価を実施しようとする政策所管課の長は、評価の対象とする政策及び評価手法等評価の概要を、なるべく事前に、政策評価担当課の長及び総務課長に提出するものとする。
- 2 政策評価担当課の長若しくは総務課長又は委員会は、政策所管課に対して、事業評価を実施することが必要と認められる政策について、事業評価を実施するように求めることができる。
- 3 事業評価を実施した政策所管課の長は、次に掲げる事項を記載した事業評価結果報告書の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査を経て、長官に進達するものとする。
 - (1) 評価の対象とした政策
 - (2) 評価の観点
 - (3) 効果の把握の手法及びその結果
 - (4) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - (5) 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
 - (6) 政策評価を担当した課及びこれを実施した時期

第4 総合評価の実施手続

- 1 総合評価を実施しようとする政策所管課の長は、実施の前年に次に掲げる事項を記載した総合評価計画書の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査並びに委員会における審議を受けるものとする。ただし、前年のうちに総合評価計画書の案を策定することができない相当の理由があるものについては、この限りでない。
 - (1) 行政課題
 - (2) 評価の対象とする政策
 - (3) 効果の把握の手法
 - (4) 評価に要する期間及び予算
 - (5) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
 - (6) 政策所管課
- 2 政策評価担当課の長若しくは総務課長又は委員会は、政策所管課の長に対

して、総合評価を実施することが必要と認められる政策について、総合評価を実施するように求めるものとする。

3 総合評価を実施した政策所管課の長は、次に掲げる事項を記載した総合評価結果報告書の案を策定し、政策評価担当課の長及び総務課長の審査を経て、長官に進達するものとする。

- (1) 行政課題
- (2) 評価の対象とした政策
- (3) 評価の観点
- (4) 効果の把握の手法及びその結果
- (5) 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- (6) 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- (7) 評価を実施した時期
- (8) 政策所管課

第5 政策評価の結果の政策への反映状況についての報告

政策所管課の長は、政策評価の結果を政策の企画立案作業に反映させたときは、当該政策評価の概要並びに企画及び立案への反映の内容を明らかにして、速やかに、総務課長に報告するものとする。

第6 運営方針の策定手続

総務課長は、政策評価担当課の長又は政策所管課の長と協議の上、翌年に実施する実績評価、事業評価及び総合評価の対象その他必要な事項を記載した運営方針の案を策定し、委員会の審議を経て、長官に進達するものとする。

第7 実施結果報告書の策定手続

総務課長は、政策評価担当課又は政策所管課の長と協議の上、前年実施した実績評価、事業評価及び総合評価の結果の概要並びに前年における評価結果の政策への反映状況その他必要な事項を記載した実施結果報告書の案を策定し、委員会の審議を経て、長官に進達するものとする。

第8 附則

平成13年に実施する政策評価については、第2及び第6において「翌年に」とあるのは、「平成13年に」とする。

(別記様式第1号)

基本目標

業績目標

(説明)：業績目標や政策の具体的内容を記載する。

評価期間

業績指標：定量的指標については、可能な限り評価期間以前の数値を記載する。

参考指標：定量的指標については、可能な限り評価期間以前の数値を記載する。

政策所管課

(別記様式第2号)

基本目標

業績目標

(説明)：業績目標や政策の具体的内容を記載する。

評価期間

業績指標：評価期間における測定経過を記載する。

また、定量的指標については、可能な限り評価期間以前の数値も記載する。

参考指標：評価期間における測定経過を記載する。

また、定量的指標については、可能な限り評価期間以前の数値も記載する。

分析結果：評価期間が終了した場合にのみ記載する。

政策所管課